

変更届出・廃業等届出 添付書類一覧表

No.	変更内容	提出書類	解体業		破砕業	
			個人	法人	個人	法人
1	氏名、名称、住所	①住民票の写し(※1)(※2) ②成年被後見人等に係る登記事項証明書(※2)(※3) ③定款又は寄付行為 ④商業登記事項証明書(※2) ⑤欠格要件に該当しない旨の誓約書	◎	—	◎	—
2	役員、政令で定める使用人、100分の5以上の株主・出資者	【役員の変更】				
		①商業登記事項証明書(※2)	—	◎	—	◎
		②住民票の写し(※1)(※2)	—	◎	—	◎
		③成年被後見人等に係る登記事項証明書(※2)(※3)	—	◎	—	◎
		④欠格要件に該当しない旨の誓約書	—	◎	—	◎
		⑤許可証原本(代表者変更の場合)	—	◎	—	◎
		【政令で定める使用人の変更】				
		①住民票の写し(※1)(※2)	◎	◎	◎	◎
		②登記されていないことの証明書(※2)(※3)	◎	◎	◎	◎
		③欠格要件に該当しない旨の誓約書	◎	◎	◎	◎
		【100分の5以上の株主又は出資者】				
		(株主・出資者が法人の場合)				
		①商業登記事項証明書(※2)	—	◎	—	◎
		②欠格要件に該当しない旨の誓約書	—	◎	—	◎
		(株主・出資者が個人の場合)				
		①住民票の写し(※1)(※2)	—	◎	—	◎
		②成年被後見人等に係る登記事項証明書(※2)(※3)	—	◎	—	◎
		③欠格要件に該当しない旨の誓約書	—	◎	—	◎
3	事業所の名称、所在地、事業の用に供する施設の概要(所在地、面積、用途の変更など)	①構造を明らかにする図面、設計計算書、付近の見取図 ②施設の所有権(又は使用権原)を証する書類 ③標準作業書 ④欠格要件に該当しない旨の誓約書		◎		◎
4	未成年者である場合、その法定代理人の氏名及び住所	【代理人が個人の場合】				
		①住民票の写し(※1)(※2)	◎	—	◎	—
		②成年被後見人等に係る登記事項証明書(※2)(※3)	◎	—	◎	—
		③欠格要件に該当しない旨の誓約書	◎	—	◎	—
		【代理人が法人の場合】				
		①商業登記事項証明書(※2)	◎	—	◎	—
		②定款又は寄付行為	◎	—	◎	—
		③役員の住民票の写し(※1)(※2)	◎	—	◎	—
		④役員の成年被後見人等に係る登記事項証明書(※2)(※3)	◎	—	◎	—
		⑤欠格要件に該当しない旨の誓約書				
5	標準作業書の記載事項	①標準作業書 ②欠格要件に該当しない旨の誓約書		◎		◎
6	他の解体業、破砕業、産業廃棄物収集運搬業・処分業の許可番号	①変更となる業許可証の写し ②欠格要件に該当しない旨の誓約書		◎		◎
7	事業所以外の場所にある保管場所(所在地、面積、保管量の上限)	①標準作業書 ②保管場所の施設の状況が分かる書類 ③欠格要件に該当しない旨の誓約書		◎		◎
8	廃業等の届出(※4)	①事実が確認できる書類(※5)		◎		◎
		②第三者による届出の場合、許可事業者との関係が証明できる書類		◎		◎
		③許可証原本		◎		◎

- ※1 本籍（外国人にあつては住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の45に規定する国籍等（以下「国籍等」という。））の記載があるもの
- ※2 発行後3か月以内のもの
- ※3 後見登記等に関する法律第10条第1項に規定する証明書で、成年被後見人、被保佐人として登記されていない旨の証明書
- ※4 次のいずれかに該当することとなった場合は、その日から30日以内に廃業等届を提出しなければなりません。
 - 【①死亡した場合】その相続人
 - 【②法人が合併により消滅した場合】その法人を代表する役員であった者
 - 【③法人が破産手続開始の決定により解散した場合】その破産管財人
 - 【④法人が合併及び破産手続開始の決定以外の理由により解散した場合】その清算人
 - 【⑤解体業又は破砕業を廃止した場合】解体業者又は破砕業者であった個人又は法人を代表する役員
- ※5 除籍証明書、閉鎖登記簿、破産宣告書など

○ 留意事項

- ・変更又は廃業等の日から30日以内に提出してください。
- ・晝換後の許可証の郵送を希望する場合は、宛名を記載したレターパックプラス（520円）を変更届出書と併せて提出してください。

○ 提出先

- ・事業所の所在地を管轄する環境森林事務所又は環境管理事務所

提出先	住所及び電話番号	管轄区域
県西環境森林事務所 環境部環境対策課	〒321-1263 日光市瀬川 51-9 0288-23-1000	鹿沼市、日光市
県東環境森林事務所 環境部環境対策課	〒321-4305 真岡市荒町 116-1 0285-81-9002	真岡市、上三川町、益子町、茂木町、市貝町、芳賀町
県北環境森林事務所 環境部環境対策課	〒324-0056 大田原市中央 1-9-9 0287-22-2277	大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、塩谷町、高根沢町、那須町、那珂川町
県南環境森林事務所 環境部環境対策課	〒327-8503 佐野市堀米町 607 0283-23-4445	足利市、佐野市
小山環境管理事務所 環境部環境対策課	〒323-0811 小山市犬塚 3-1-1 0285-22-4309	栃木市、小山市、下野市、壬生町、野木町